

## 第3回犯罪被害者等基本計画検討会への意見

平成17年6月6日 読売新聞東京本社論説委員 久保 潔

### <14条 保健医療・福祉サービスの提供>

心身面の被害回復は、特に「途切れることなく」(基本法)各制度や専門機関をつなぐ努力が必要だ。

(1) 犯罪被害者等給付制度の対象から漏れた被害者を、保健医療・福祉制度の治療とケアに確実につなぐシステムの整備

特に、精神面の治療やカウンセリング、長期療養、生活困窮者などが、二つの制度間で現実にどう救済されているかを検証する。その上で、制度をつなぐ常設の窓口や協議の場を検討する。

(2) 外部の専門家・機関、団体への橋渡しシステムの構築

警察の「指定被害者支援要員」は、病院への付き添いや刑事手続きへの助言など、事件後1週間程度の早期支援に関しては、きわめてニーズが高く評価できる。

一方、この制度で対応できない長期支援、精神面、生活面などへの支援については、精神科医など外部の専門家、関係団体、民間の支援団体などに橋渡しするシステムを拡充、整備する。

(3) 24時間常時対応できるカウンセリング体制の整備

被害者のニーズは、複雑・微妙で時を選ばない。外部との接触を嫌っていた「声なき」被害者が、突然救いを求めるケースもある。必要な時にいつでも応じられる相談窓口を整備する。

(4) 児童相談所の業務内容を整理

育児相談など多岐に渡る業務を整理、児童虐待などへの対応力を強化。

(5) 継続的な後遺症調査、被害者対応の研究、ノウハウの蓄積等を行う専門機関の創設

### <15条 安全確保>

(1) 検察・警察の再被害防止のための通知制度の周知、拡充

(2) 警察・検察・矯正施設・更生保護官署間の一定範囲での情報共有

(3) 交番の充実(特に空き交番の解消)

< 19条 保護、捜査、公判等での配慮 >

( 1 ) 刑事手続き全体の中で「被害者の視点」の確立

捜査、刑事手続きでの被害者配慮は進んできた。「事件解決への協力確保」の必要性だけでなく、「被害者救済のための支援」へ意識改革を徹底する。警察、検察、裁判所、弁護士会の組織的な取り組みと同時に、一線担当者個々の教育・研修体制を強化する。

( 2 ) 女性捜査官の養成

性犯罪に対しては、性犯罪捜査指導官、産婦人科医とのネットワーク、移動式の事情聴取車など負担軽減のための現行の対応をさらに拡充。あわせて女性捜査官の養成に力を入れる。

( 3 ) 性犯罪など一定の事件では、起訴状朗読の際に被害者を特定できる情報を朗読しないなど配慮する。(一般の刑事手続きにおける原則非公開については、さらに慎重に議論を深める必要がある)

( 4 ) 被害実態の法廷提出を制度化

検察官が被害者から被害実態を聴取することを義務づけ、米、英のように被害者が被った経済的、社会的、心身への影響を書面等で法廷に提出する制度が考えられないか。検察官が被害者の実態を代弁することで、被害者への配慮を促し、被害者の精神的な救済にもなるのではないか。

< その他 >

( 1 ) 常設の「被害者支援連絡協議会」を、できれば警察署単位に整備し、地域の連携を強化

現在、都道府県単位で警察、検察、自治体、弁護士会、医師会などで作る連絡協議会をさらに活性化し、被害者に最も身近な地域内で、被害者支援、安全確保など総合的な対応能力を高める。

以上